

VI
267

3
281

大学において教員養成の課程を置く
場合の審査基準試案

教育学部、学藝学部をもつ大学以外の大学において教員養成の課程を置く場合の審査は、次の基準による。

一 科目とその単位数

教育職員免許法及び同法施行規則によつて免許状を受けるに必要な科目とその単位数を、大学設置基準に照合して用意すること。

なお次の二点に注意すること

1. 一般教養科目について取得した単位数は、専門科目（教科に関する専門科目及び教職に関する専門科目）の単位数として計算すること
はできないこと。

2. 専門科目の中、教職に関する専門科目（教職課程）の単位数は、大学設置基準の専門科目として要求する最低単位数の中に含めることができる。

二 教員組織

教職に関する専門科目（教職課程）は、一学科の設置と同様にみなし、その教員組織についても相当に充実されたものでなければならぬので、これを担当する専任教員を三名以上おくこと（専任教員は、教授又は助教であることを原則とする）
備考

小学校又は幼稚園の教員の場合においては、教科に関する専門科目につき専任教員五名以上を置かなければその養成課程の編成はきわめて困難であると思われる。

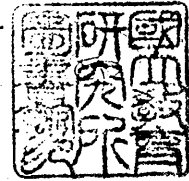
三 施設等

1. 免許教科に関する専門科目を教授するのに必要な諸施設及び設備を用意すること。

2. 教育実習については、適当な教育実習学校（特に教員組織が良好なものではない）をもたなくてはならないこと。

但し教育実習学校をもち得ない場合は代用実習学校をもたなくてはならない。この場合は、その目的を達成するために必要な契約をしたものでなくてはならないこと。

3. 教育実習の単位の計算基準は大学設置基準七の六のハによること。



春山 268